

we
CAN
NAVIgate
you

あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

笑顔のためにできることのすべてを

かなびの丘 だより

第31号

2023年6月1日発行

renewal

特集

法人後見を考える

報告

2022年度後期/JKA補助事業

金話

NISA制度の改正

コレ読み

『障がいのある子とその親のための「親亡きあと」対策』



仁徳天皇陵古墳（上空南から） 堺市提供

NPO かなびの丘では、自分でできることは自分でやり、できない部分をサポートする支援を行っています。これを法人名になぞらえて、できることをナビゲートする“CAN NAVI”と表現しています。本紙は、本人や家族、関係者と社会とを双方向に結び、自分らしく生きていくための権利擁護社会の構築に向けて“CAN NAVI”していくこと目指しています。

特集

法人後見を考える

2023年3月、福岡地方裁判所で行われた公判がニュースになった。福岡県内で法人後見人として活動していた団体（以下、“後見団体”）の元理事長が被後見人の財産を着服したとして業務上横領などで罪に問われた。この元理事長は被後見人であった高齢者2人の口座から1280万円を引き出したとのことである。その後、被後見人が死亡し、着服の事実を隠ぺいするため虚偽の死後報告を家庭裁判所に行ったことで事件が発覚した。

同年3月9日の初公判で元理事長は事実を認め、「罪悪感はあったが金銭欲が大きかった」と述べたという。24日の判決で福岡地裁の裁判官は「成年後見制度の社会的信頼をゆるがした悪質かつ巧妙な犯行」と指摘し懲役3年、執行猶予5年の判決を言い渡した。

“後見団体”によると、元理事長はこの2人を含めて7人の口座から計約2500万円を横領していた。“後見団体”が元理事長から全額を回収し、相続人への返金を進めているという。また、役所に虚偽の申請をし、葬儀代を捻出させた不正が発覚したことがあったという。



一方、長野県からも似たようなニュースが飛び込んできた。同県にある社会福祉協議会が運営する成年後見センターに勤務していた職員が担当していた被後見人の口座から1340万円を引き出していた。現金保管分の約40万円も用途不明となっているという。この職員が事故死したため、同センターが残務処理を行う中で発覚した。

同センターでは通帳や現金の取り扱いに関してはルールを策定していたが守られていなかった。

なお、職員の親族が弁償を約束していることなどから刑事告訴はしない方針だという。

【注釈】

本紙は不正のニュースを伝えることではなく、適正な法人後見の在り方を考えるきっかけとすることを目的として本事件を取り扱っています。そのため元理事長や職員の氏名、後見団体やセンターの名称は伏せています。

ここで後見人へのチェック体制について考えてみたい。当然ながら最終的なチェックは家庭裁判所が行う。報告する立場からすると細かいことを指摘するなあとすることはあるが、家庭裁判所も限られた人員で対応しているので全てに対して漏れのないチェックを期待するのは難しい。



不正に関して、①不正を起こさせない体制②不正があればすぐに対処できる体制の2つがある。後見人による不正はゼロではない。不正行為が不正として公になっているのは②の一定のチェックが機能している証拠でもある。ここでは②について後見人の担い手別に見ていきたい。

まず、専門職が後見人に就く場合、専門職団体がチェックを行う場合がある。例えば司法書士による成年後見センター・リーガルサポートは家庭裁判所への定期報告とは別に独自の業務報告を義務づけている。第三者後見人（親族後見人以外の後見人）として最多の受任者であるリーガルサポートは特に厳しいルールを設けている。

今回不正が発覚した社会福祉協議会もルールの策定や研修の実施を行っている。それらが厳格に運用される体制構築が急がれる。

被後見人の子や親等の親族が後見人となっている（親族後見人）場合、チェックする人や機関はない。そのため、大阪家庭裁判所管内では原則として後見監督人が就任することになっている。後見活動や報告の状況を見て、後見監督人が辞任（終了）することになる。

一方、法人後見の場合は後見監督人が就くことはあまりない。リーガルサポートのようなチェック機関も存在しない。つまり、法人後見団体は自前でチェック機能を用意しないといけない。すでにその体制を構築している団体もあるが、日々の支援業務に追われて課題と認識しながら先送りにしている団体も多いのではないかと。

残念ながら当法人も公言できるチェック体制は構築できていない。職員間でのチェックで対応しているのが現状である。①に関しては個人情報に留意しながら職場内でオープンになっていることで不正しづらい環境になっている。職員数が少なく被後見人受任者数もさほど多くないため、職員の行動に目が届きやすい。

ただ、結果論として不正が起きていないのであって、今後もこのままで良いということではない。先輩諸団体に学びながら早期に整備していきたい。



最後になるが、福岡の後見団体は100人以上の後見人に就いており、順次後任の後見人に引き継ぎを行ったとのこと。また、数名の方と締結していた任意後見契約も合意解約するという。金銭的な被害に逢わなかった方も信用できるはずの後見人に裏切られるつらい体験をしてしまった。単に引き継ぎをすれば終わりではない。被後見人はできないこともあるが、何もかもできない・分からないわけではない。感情もある。今後のフォローが大切になってくる。後任の後見人の最初の業務が不正の検証から始まるのもつらい。

事業報告

2022 年度後期

2022年度通期の詳しい事業報告および決算は年次報告書をご覧ください。
年次報告書は当法人ホームページからご覧いただけます。

成年後見 事業

- 新たに5名の後見人等を受任しました。類型別には成年後見が4名、補助が1名となります。
- 一方、3名の方がお亡くなりになり終了となりました。うち1名は受任確定後すぐにお亡くなりになりました。
- 年度末時点での後見人等受任件数は、117名(後見:98名/保佐:6名/補助:3名)、任意後見契約1名となっています。

自立支援 事業

- 6名の方と財産管理サービスの契約を新たに締結しました。一方、8名の方との契約が終了しました。
- 2名の方と死後事務委任契約を新たに締結しました。うち1名は契約後に死亡し契約に基づく事務を実施いたしました。
- 年度末時点での契約件数は、財産管理契約が37名、死後事務委任契約が2名となっています。

第三者評価 事業

- 障がい関係施設6件、救護施設2件、社会的養護関係施設2件、婦人保護施設1件の計11件でした。
- 上記評価を9名(のべ22名)の評価調査者で対応しました。
- 前期が3件だったため、後期への集中は例年どおり続いています。

人権啓発 事業

- JKA 補助事業として、金銭管理コーディネーター養成のためのガイドブックを作成しました。(裏面参照)
- 金銭管理サービスの普及のため、啓発活動を堺市北区・松原市・大阪狭山市・富田林市において行いました。

おかねのおはなし

NISA がスタートしたとき、非課税で投資できる期間は一般 NISA が 2023 年、つみたて NISA が 2037 年までとなっていました。その後延長されてきましたが、今回恒久化されることになりました。

また、年間投資上限額がつみたて NISA が 40 万円、一般 NISA が 120 万円に設定されていました。つみたて投資枠(旧・つみたて NISA) が 120 万円、成長投資枠(旧・一般 NISA) が 240 万円となり、合計で 360 万円を投資することができますようになります。

NISA 制度の改正

その他にもいくつかの改正ポイントがあります。詳細は金融庁のホームページ等で確認することができますので、ご関心がございましたら、金融庁のホームページをぜひ覗いてみてください。

なお、2023 年末までは現行の NISA が続きます。新しい NISA は 2024 年からとなります。



つみたてワニーサ

ある日突然人間界に現れた優しいワニ。
ゆっくり慎重派だけど、
みんなからしんらいされている。
どっしりとした安定感のある背中には
いつも何かを載せて運んでいて、
不思議なしっぽは右肩上がりに成長していく。

助成金活動報告（2022年度分）



公益財団法人 JKA から補助金をいただき、適切な金銭管理サービスの仕組みづくりや普及に努めています。

金銭管理コーディネーター養成ガイドブックを作成



お金を預ける利用者も預かる施設も安心できる仕組みづくりの一環として、施設等で利用者の預り金等を適切に管理する「金銭管理コーディネーター」の養成を目指しています。

お金の管理をする上で必要な知識やスキルはたくさんあることを理解していただくため、ガイドブックを作成しました。この他に演習編も作成しています。ガイドブックは当法人ホームページより無料でダウンロードできます。

啓発活動を行いました

富田林市と大阪狭山市で開催されたイベントに出展して啓発活動を行いました。富田林市ではショッピングモールの中で開催されたこともあり、多くの方にお立ち寄りいただきました。大阪狭山市でも雨天にも関わらず多くの方に啓発することができました。

来場者アンケートでは約 6 割の方が金銭管理サービスを知らないと回答しています。今年度以降もより一層の啓発を進めてまいります。

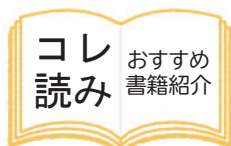


富田林市



大阪狭山市withビクトリー仮面

2023年度も公益財団法人JKAより補助をいただき金銭管理サービスの普及活動を行うことが決まりました。今年度は具体的に「金銭管理コーディネーター」を養成するための研修会を開催いたします。詳細は本紙やホームページにてお知らせいたします。



おすすめ
書籍紹介

『障がいのある子とその親のための「親亡きあと」対策』
鹿野 佐代子 / 翔泳社

金剛コロニーに勤務していた経験を持つ著者が、さまざまな経験や相談を通して必要だと感じたことを事例を交えながら紹介しています。

日々の生活の中で出てくる身近な事柄を取り上げてあり、本当に知りたいことが書いてあります。かゆいところに手が届く一冊です。単なる制度の紹介ではなく、その制度を活用しない場合についても記載されているので、悩んでいる方に寄り添った内容になっています。

書籍名にもある「親亡きあと」。考えたくはないけど、いつかはやってくる現実です。

そのときが来ても、残される子が困らないために、今できること、しておいた方が良いことが満載です。

後見人として「親亡きあと」を間近で見てきて、親の思い・愛情はいつまでも続いていくことを痛感しています。

【目次】

- 1章 50 歳になった子を想像してみよう
- 2章 障がい者を支える制度を知ってから備える
- 3章 移り変わる暮らしに合わせて備えを見直そう
- 4章 残したお金を子が使うために必要なこと
- 5章 親自身の老後と親が亡くなったあとの手続き



味の店 一番

今号から新シリーズ「サカイメシ」が始まります。堺の美味しい“食”をお伝えします。

最初にご紹介するのは洋食店「味の店 一番」。このお店は多くのメディアでも取り上げられており、とても有名なお店です。法人事務所のある“なかもず”にあります。

実は今回取材でお邪魔したのが初でした。いつも行列ができており、並ぶ時間がなく涙とヨダレを拭きながら通り過ぎていました。

取材当日も昼食時間帯を避けて行ったものの5人待ち。店内から漂うデミグラスソースの匂いが、より空腹を促進。“促進”の意味を体感できました。今回いただいたのは“へレかつ定食”で、カツはやわらかく旨味があふれだし、2枚あったはずのカツが気づいたときには空っぽに…。至福の時はあっという間でしたが、幸せで午後の作業はいつもの3倍はかどりました（普段についてはノーコメント）。

店員さんの対応もよく、とても居心地の良いお店でした。次回も同じお店を紹介していたらごめんなさい。

へレかつ定食
ライス、みそ汁付



外観

「味の店 一番」
堺市北区中百舌鳥町 6-882-3
御堂筋線なかもず駅、南海高野線中百舌鳥駅
から徒歩5分
11:00 ~ 22:00 (L.O. 21:30)

近くに大学があるため、メニューはどれも安くてボリュームも約半世紀に渡って地元で愛されている名店です。

一緒に活動しませんか

私たちの思いに賛同し、一緒に権利擁護活動に取り組んでいただける仲間（賛助会員）を募集しています。

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

ご寄付のお願い

経済的な理由で成年後見制度の活用や財産管理サービスの利用を諦めることのない社会の実現のためご寄付をお願いしています。

前職の時から、「イエローリボン」の啓発をしてきました。障害者権利条約普及のためのアクションの一つで、障がいのある／なしに関わらず共に暮らし支え合っていく社会を推進していくためのシンボルマークです。この機会に知って頂けたら嬉しいです。(平林)



特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

発行者：白土 隆司 / 編集者：北中 大輔

〒591-8032

大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1

TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050

E-mail info@kannabi.jp

U R L http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを

